

静岡県告示第97号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者として次の者を指定したので、同法第51条の30の規定に基づき告示する。

平成30年2月23日

静岡県知事 川勝平太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
社会福祉法人 ひつじ	袋井市久能 2497番地16	生活支援センター いつでも もり	周智郡森町森 962番地3	平成30年 2月1日	地域移行支 援、地域定 着支援	精神障害者